

○「市川市保育の利用等に関する規則」の一部改正について(案)

	項目	現行	改正案	理由	適用時期
利用基準表	①要件の指数合算	保育の必要性の事由で最も高い指数で算定(最高20点) * 複数あっても合算不可	保育の必要性の事由が複数ある場合は指数を合算(最高20点)	それぞれが保育の必要性を認めている事由であることから合算する。	H31年 4月分～
	②利用基準表の統合	区分1号=居宅外労働(最高20点) 区分2号=居宅内労働(最高18点) * 居宅内労働の点数を低く設定	区分「2号」を区分「1号」に統一(指数の差を解消)	国からの通知を参酌。 (居宅外・内で差異を設けることは望ましくない。)	H31年 4月分～
利用基準調整表	③連携施設の兄弟点加算	小規模保育事業と幼稚園が連携施設で、兄弟姉妹が在園している場合、加点の対象とする	小規模保育事業と幼稚園または保育園が連携施設で、兄弟姉妹が在園している場合、加点の対象とする	保育園の連携施設についても兄弟加点を行うことで公平性を保つため。	H31年 4月分～
	④認可外保育施設利用者への加点	認可外保育施設を利用している場合に加点(+3)の対象としているが、4月の利用申請は通常より締切日が早いため、利用予定者も必要書類を提出することにより加点の対象としている。	各月、利用申請締切日時点での認可外保育施設を利用している場合に統一する。	本来は救済措置の目的で予約でも加点する運用としていたが、単に加点のために認可外施設の予約を行う保護者が多くみられてきたため。	H31年 4月分～
	⑤市外からの転入者への加点	転入者が転入前の市区町村において保育所利用=+2点	転入者が転入前の市区町村において保育所利用=+3点	認可外保育施設利用者(+3)と同等の申請理由と考えられるため。	H31年 4月分～
	⑥内定辞退の減点期間	自己都合による内定辞退で、6か月以内に再申請する場合=-5点	自己都合による内定辞退で、12か月以内に再申請する場合=-5点	内定辞退者が多数出ており、適切な利用調整に支障をきたしていることから拡大する。これにより無駄な申請が減り待機児童数の減が期待できる。	H31年 4月分～
優先順位	⑦優先順位表の変更	順位4 待機期間が長い場合	順位4を削除	待機期間を延ばすための申請があり内定辞退に繋がっているため。また、生まれ月により申請できる時期が異なるので公平性を考慮するもの。	H31年 5月分～
	《新規追加》 順位1	過去に自己都合による内定辞退や入所承諾後の辞退をしていない。	増加している辞退者の抑止として定める。	H31年 5月分～	
	《新規追加》 順位2	申請期日までに必要書類の全てが提出されている。	利用調整を行うために必要であることを保護者に認識してもらい、適正な業務遂行に繋げる。	H31年 5月分～	
	《新規追加》 順位7	申込に係る児童の兄弟姉妹が障がいを持っている。	保育の必要性が高いと考えられるため。	H31年 5月分～	
	《新規追加》 順位8	申込に係る児童の18歳未満の兄弟姉妹の数が多。	保育の必要性が高いと考えられるため。	H31年 5月分～	
	《新規追加》 順位9	前1号から8号を適用してもなお複数存在する場合、保育料の未納があり、納付の相談に応じない、又は納付の誓約を履行しないものを下位とする。	受益者負担として求める保育料の支払いを滞納し、納付に関して誠意が認められない場合、公平性の観点からも厳正に対処する必要がある。	H31年 5月分～	

【保育の利用基準表】

※父母それぞれの指数の合計

※要件は父母それぞれ1つになります。**要件の合算はできません。**

号	保護者の状況等		基準指数	
1	居宅外労働 (外勤・居宅外 自営)	月20日以上実働7時間以上の就労が常態	20	
		月20日以上実働6時間以上7時間未満の就労が常態	19	
		月20日以上実働5時間以上6時間未満の就労が常態		
		月20日以上実働4時間以上5時間未満の就労が常態		
		月20日以上実働4時間未満で月64時間以上の就労が常態		
		月16日以上実働7時間以上の就労が常態		
		月16日以上実働6時間以上7時間未満の就労が常態		
		月16日以上実働5時間以上6時間未満の就労が常態		
		月16日以上実働4時間以上5時間未満の就労が常態	14	
		上記以外で月64時間以上の就労が常態	14	
		月20日以上実働7時間以上の就労が常態	18	
		月20日以上実働6時間以上7時間未満の就労が常態	17	
		月20日以上実働5時間以上6時間未満の就労が常態	16	
		月20日以上実働4時間以上5時間未満の就労が常態	15	
2	居宅内労働 (在宅勤務・居 宅内自営)	月20日以上実働4時間未満で月64時間以上の就労が常態	13	
		月16日以上実働7時間以上の就労が常態	15	
		月16日以上実働6時間以上7時間未満の就労が常態	14	
		月16日以上実働5時間以上6時間未満の就労が常態	13	
		月16日以上実働4時間以上5時間未満の就労が常態	12	
		上記以外で月64時間以上の就労が常態	12	
		内職	※1	
3	就労内定または 就学内定	認可保育所等への入所の後2ヶ月以内の就労または就学が内定している。 (就労内定証明書または就学内定証明書が提出されている場合に限り)	※2	
4	就労予定(求職中) または就学予定	認可保育所等への入所の後2ヶ月以内の就労または就学を予定している。	10	
5	出産の前後	出産前後の休養のため保育にあたるできない場合	18	
6	疾病	1ヶ月以上の入院または入院予定	20	
		常時病臥	20	
		居宅内 療養	精神性	18
		一般療養	医師が1ヶ月以上の安静を要すると診断した場合	18
		医師が1ヶ月以上の通院加療を要すると診断した場合	14	
7	障害	身体障害者程度等級が1級又は2級、知的障害の程度が(A)、Aの1又はAの2、精神障害者保健福祉手帳3級程度以上である場合	20	
		身体障害者程度等級が3級又は4級(聴覚障害の場合に限る)、知的障害の程度がBの1である場合	18	
		身体障害者程度等級が4級(聴覚障害を除く)、5級、6級又は7級、知的障害の程度がBの2である場合	14	
8	介護・看護等	病院・施設等の付添い	常時付添い	※3
		在宅介護	重度障害者(要介護認定3から5まで、身体障害者障害程度等級が1級又は2級、知的障害の程度が(A)、Aの1又はAの2である者)の介護	20
			常時観察と介護(食事・排泄・入浴の介護)を必要とする場合(要介護認定1から2、身体障害者障害程度等級が3級又は4級(聴覚障害の場合に限る)、知的障害の程度がBの1又はBの2である場合)	18
			上記以外の場合(自宅外の介護を含む)	14
9	災害	震災・風水害・火災・その他の災害により家屋が損傷を受け、その復旧にあたってしている場合	20	
10	学校・職業訓練 施設等に通学 又は通所してい る場合(※4)	1ヶ月に通学又は通所している日数が20日以上の場合	16	
		1ヶ月に通学又は通所している日数が18日以上の場合	15	
		1ヶ月に通学又は通所している日数が16日以上の場合	14	
		上記以外の場合	12	
11	不存在等	死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁、離婚調停中の別居中	20	
12	上記以外	児童の保護者が前各号に類する状態にあることにより、当該児童を保育することができないと認められる場合	1～6号を準用	

①
合算可能とします
(上限20点)

②
1号に統一

※1 内職の場合の基準指数は、第2号の居宅内労働(在宅勤務・居宅内自営)を準用し、-2点を用い調整する。
 ※2 就労内定の場合の基準指数は、就労(内定)証明書に記載されている就労形態・就労日数・就労時間により就労中の場合と同様に算定し、-2点を用い調整する。
 就学内定の場合の基準指数は、通学(通所)の内定証明書に記載されている通学(通所)日数・通学(通所)時間により就学中の場合と同様に算定し、-2点を用い調整する。
 ※3 介護・看護等の病院・施設等への常時付添いの基準指数は、第1号の居宅外労働の基準点を準用する。
 ※4 学校・職業訓練施設等に通学又は通所している場合、月の就学時間が64時間以上とする。
 ※ 認可保育所等への入所等の申請中において、保護者が申請児以外の乳幼児の産前・産後休暇または育児休業を取得し、復職しない申し出があった場合の指数は、-2点を用い調整する。

【保育の利用基準調整表】

区分	保護者の状況等	指数
1	生活保護世帯である場合	+2
2	ひとり親世帯で同居の祖父母がいない場合	+5
3	保護者の1人が単身赴任、入院等により1年以上長期不在(予定も含む。)の場合(住民票、会社の証明、診断書等による確認ができる場合に限る。)	+1
4	入所等を希望する保育所等に兄弟姉妹(4月からの入所希望の場合は、卒園予定児を除く。)が入所等をしている場合	+3
4-2	希望した小規模保育事業の連携施設とされている 幼稚園の預かり保育 を兄弟姉妹(4月からの入所希望の場合は、卒園予定児を除く。)が利用している場合	+3
5	未就学児が3人以上いる場合(申込み児童を含む)	+1
6	双生児以上の申し込みの場合	+1
7	産後休暇・育児休業(制度有)が明け、復職	+2
8	市内が育 ・地域型 として復 士・保育教諭 合に限る)	+10
9	市内が新 ・地域型保育事業で週35時間以上勤務する保育士・保育教諭 合(就労内定も含む)	+10
10	認可保育所、幼稚園、家庭的保育事業、または認可外保育施設で週35時間以上勤務する保育士・保育教諭、産後休暇・育児休業(制度有)が明け、復職する	+1
11	申込み児童を認可外保育施設等に有償で預けているのを常態としている※1	+3
12	認可外保育施設等における保育を有料で受けることを常態としている乳幼児について、当該認可外保育施設等が廃止されることにより、当該保育を受けることができなくなることに伴い入所等の申込み(当該認可外保育施設等が廃止される月の翌月に属する場合に限る。)を行う場合	+5
13	市外から転入(転入予定)した者が転入前の市区町村において保育所等に入所等している場合	+2
14	5歳児クラスを持たない市内の認可保育所に継続して3ヶ月以上入所している、または、市内の家庭的保育事業等を継続して3ヶ月以上利用し、対象年齢をもって認可保育所、または認定こども園への入所の申込みの場合(4月入所利用調整時のみ)	
14-2	いちかわ保育ルーム事業による保育を継続して3か月以上利用し、対象年齢をもって認可保育所、または認定こども園への入所の申込みの場合(4月入所利用調整時のみ)	+3
15	育児休業取得により一度退所し、育児休業明けの復職に伴い再度認可保育所等への入所の申込みの場合(育児休業取得の対象児童が同時に申込み場合は、その児童も同様に加点)	+5
16	勤務先の破産、整理解雇その他の自己の責めに帰すべき事由によらない離職により求職活動中である場合。入所等を開始する月が、離職日の属する月の翌月から4月以内にあるときに限り行う。※2	+2
17	同居している65歳未満の祖父母が保育することができないことの確認ができない場合	-3
18	申込み乳幼児以外の未就学児がいるが、その乳幼児の認可保育所等の入所申込みをしない場合※3	-3
19	希望した認可保育所等に入所の内定をしたが、自己都合により認可保育所等への入所を辞退し、その後6ヶ月以内の再申請	-5
20	市外在勤者(市内在勤)※保護者のうち、いずれかが市内在勤であれば可	-4
21	市外在勤者(市外在勤)	-6
	障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳を有する場合	+1
	乳幼児の兄弟姉妹が入所等をしている保育所等への変更を希望する場合	+2
	希望した保育所等に入所等をした後に、当該申込みにおいて希望した保育所等への変更を希望する場合(前項の場合を除く。)	-5
25	保育料の未納があり、保護者が保育料の納付に関する相談に応じず、又は保育料の納付の誓約を履行しない場合	-5
26	児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められる場合	+1~+10

※1 認可外保育施設等とは、認可外保育施設(都道府県知事に届出している施設)、事業所内保育施設(都道府県知事に届出している施設、会社の就業規則や約款に定めがある施設)、居宅訪問型保育(都道府県知事に届出している施設)です。月64時間以上の就労等により月極契約にて預けていることを常態としている場合に限りです。
復職を伴わない育児休業には、適用となりません。11号と7号が該当する場合は調整を行い、いずれかの号の一つを適用します。また、12号が適用される場合、11号との併用はできません。

※2 ハローワークからの受給資格証の提出が必須となります。

※3 預かり保育を実施している幼稚園(預かり保育利用中及び利用予定の場合)及び、その他福祉施設に通所している場合は除きます。

※ 保育所等変更(転園)申請については、調整指数の第17・23・24・25・26号のみ適用する。

【優先順位(基準指数と調整指数の合計が同一の場合)】

1	両親不存在、ひとり親(死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁、離婚調停中の別居等)の世帯	
2	市内在住者(市内への転入予定者を含む)	
3	基準指数の高い世帯	
4	待機期間が長い	
5	認可保育所等に兄弟姉妹(4月入所にあたっては卒園予定児を除く)が入所している	
6	保育料算定年度の市町村民税の合計所得金額が低い世帯	

注)新規申請者と認可保育所等変更申請者で基準指数と調整指数の合計が同一の場合は、上記の優先順位によらず、新規申請者を優先するものとする。

⑦
別紙2参照

【優先順位表】（現行）

順位	保護者の状況等
1	両親が不存在である場合又は死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁若しくは離婚調停中の別居により両親の一方が不存在である場合
2	保護者が市内居住者である場合又は市内に転入予定である場合
3	保育の利用基準調整表による調整前の指数が高い場合
4	待機期間（入所等の申込みにおいて保育の開始を希望した日以後の期間をいう。）が長い場合
5	入所等を希望する保育所等に兄弟姉妹（4月からの入所等を希望する場合は、卒園予定の乳幼児を除く。）が入所等している場合
6	保育料算定年度の市町村民税（特別区民税を含む。）に係る地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額の合計額が低い場合



（改正案）

新規追加項目及び現行の順位 4 削除

（平成 31 年 5 月利用調整より適用）

順位	保護者の状況等
1	過去の入所等の申込みにおいて希望した保育所等への入所等が内定した後に当該内定を辞退し、又は当該保育所等への入所等の承諾を受けた後に自己都合により入所等を辞退したことがない場合
2	期日までに保育を受けることが困難な事由を証する書類がすべて提出されている世帯
3	両親が不存在である場合又は死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁若しくは離婚調停中の別居により両親の一方が不存在である場合
4	保護者が市内居住者である場合又は市内に転入予定である場合
5	保育の利用基準調整表による調整前の指数が高い場合
6	入所等を希望する保育所等に兄弟姉妹（4月からの入所等を希望する場合は、卒園予定の乳幼児を除く。）が入所等している場合
7	入所等の申込みに係る当該児童の兄弟姉妹が障がいをもつ場合（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している場合に限る。）
8	入所等の申込みに係る当該児童の 18 歳未満の兄弟姉妹の数が多い場合
9	保育料の未納があり、保護者が保育料の納付に関する相談に応じず、又は保育料の納付の誓約を履行しない場合は下位とする
10	保育料算定年度の市町村民税（特別区民税を含む。）に係る地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額の合計額が低い場合